

平成26年3月28日  
消 防 庁

## 消防学校の教育訓練の基準の一部改正

消防庁は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が、昨年12月13日に公布・施行されたことを受け、消防学校の教育訓練の基準（平成15年11月19日消防庁告示第3号）を一部改正し、公示しました。

## 【改正のポイント】

## 1 主な改正内容

消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増してきたことに鑑み、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科について見直すこととした。

- 大規模災害時における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力を向上させるため、中級幹部科を抜本的に見直し、「指揮幹部科」として拡充強化することとした。
- 「指揮幹部科」には、部長又は部長と同等の実務経験を有する班長を対象と想定し、現場の指揮について実践的な実技訓練等を行う「現場指揮課程」と、分団長、副分団長を対象と想定し、分団本部等における指揮に関する教育訓練を行う「分団指揮課程」の2つの課程としたこと。
- 「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の課程の種別ごとに、当該課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付することとしたこと。
- 「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の両課程の修了を認定した者については「指揮幹部科」の修了を認定し、修了証及びき章を交付することとしたこと。

## 2 その他

- 施行期日は、平成26年4月1日としたこと。
- 改正前の基準に基づき、中級幹部科を修了している者については、指揮幹部科の分団指揮課程を修了したものとみなすこととしたこと。

## 〈添付資料〉

- 「消防学校の教育訓練の基準」の一部改正について（平成26年3月28日付け消防消第84号、消防災第140号）
  - ・ 消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する告示（平成26年消防庁告示第6号）
  - ・ （参考）消防学校の教育訓練の基準 新旧対照表



## 【連絡先】 &lt;消防庁国民保護・防災部 防災課&gt;

担当：課長補佐 岡地  
係長 伊藤  
事務官 金丸、馬内  
電話：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535

消 防 消 第 84 号  
消 防 災 第 140 号  
平成 26 年 3 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 政 令 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長  
(公 印 省 略)

「消防学校の教育訓練の基準」の一部改正について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」が、昨年 12 月 13 日に公布・施行されました。

その中で、消防団員の教育訓練については、同法第 16 条において「国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたところです。

この規定を踏まえ、別紙のとおり、平成 26 年 3 月 28 日消防庁告示第 6 号により「消防学校の教育訓練の基準」（平成 15 年 11 月 19 日消防庁告示第 3 号。以下「教育訓練基準」という。）が改正されました。

貴職におかれましては、それぞれの消防学校において、下記改正の趣旨及び内容を踏まえ、「指揮幹部科」の教育訓練を実施していただくとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 改正の趣旨

次に掲げるようなことを背景として、大規模災害に対応できる実戦的な教育訓練を指揮者となる者に受講させ、部隊を取りまとめる知識・技術の修得を図り、消防団全体の災害対応能力の強化を図ることとした。

- ・東日本大震災で多数の消防団員が犠牲となったことから、安全装備の整備の必要性と災害活動における安全管理の徹底が重視されていること。
- ・東日本大震災を踏まえ、大規模災害での消防団活動（火災防ぎよ、水災活

動、救助救命、避難誘導等)に大きな期待が寄せられていること。

- ・「消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)」の改正により、安全装備や救急救助資機材、情報通信資機材などの新たな資機材が追加され、災害現場において各資機材を活用した活動が求められること。
- ・大規模災害時において常備消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察等との連携強化が必要となり、消防団の担う役割が重視されてきたこと。
- ・地域防災力の中核として、消防団が自主防災組織等の指導・育成に関わることが求められていること。

## 2 主な改正内容

消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増してきたことに鑑み、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科について見直すこととした。

- (1) 大規模災害時における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力を向上させるため、中級幹部科を抜本的に見直し、「指揮幹部科」として拡充強化することとしたこと。
- (2) 「指揮幹部科」には、部長又は部長と同等の実務経験を有する班長を対象と想定し、現場の指揮について実戦的な実技訓練等を行う「現場指揮課程」と、分団長、副分団長を対象と想定し、分団本部等における指揮に関する教育訓練を行う「分団指揮課程」の2つの課程を設けたこと。
- (3) 「現場指揮課程」においては、
  - ア 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。
  - イ 大規模災害時に現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。を到達目標とし、時間数は14時間としたこと。
- (4) 「分団指揮課程」においては、
  - ア 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
  - イ 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。を到達目標とし、時間数は10時間としたこと。

なお、「分団指揮課程」の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができることとしたこと。
- (5) 消防学校の学校長は、「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の課程の種類ごとに、当該課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付することとしたこと。
- (6) 消防学校の学校長は、「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の両課程の修了を認定した者については「指揮幹部科」の修了を認定し、修了証及びき章を交付することとしたこと。

- (7) この告示による改正前の教育訓練基準第 10 条の規定に基づく中級幹部科を修了した者については、この告示による改正後の教育訓練基準第 10 条の規定に基づく分団指揮課程を修了したものとみなすこととしたこと。

### 3 その他

- (1) 改正告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。
- (2) 消防団員に対する「指揮幹部科」の教育訓練が消防学校において実施することが困難であると認められるときは、教育訓練基準第 15 条第 1 項を有効活用し、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができること。

○消防庁告示第六号

消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

消防庁長官 大石 利雄

第一条第二項中「学校長」の下に「（以下「学校長」という。）」を加える。

第三条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第五条第二項及び第三項中「の区分」を削る。

第六条第二項中「対象職員」を「対象者」に改め、「の区分」を削り、同条第三項及び第四項中「の区分」を削る。

第八条中「対象団員」を「対象者」に改める。

第九条第二項及び第三項中「の区分」を削る。

第十条第一項中「中級幹部科」を「指揮幹部科」に、「部長及び」を「部長、副分団長又は」に改め、「分団長の階級にある者」の下に「等」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 指揮幹部科 次に掲げる課程の種別に応じてそれぞれ掲げるもの

イ 現場指揮課程 次に掲げるもの

(1) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

(2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの

(1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

第十条第三項の次に次の一項を加える。

4 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、種別に応じ、別表第六のとおりとする。

第十五条第一項中「できがたい」を「することが困難である」に改め、同条第二項中「できがたい」を「することが困難である」に改め、「消防学校の」を削り、同条第三項中「消防学校の」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「できがたい」を「することが困難である」に改め、「消防学校の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(消防団員に対する修了証等の交付)

第十六条 学校長は、指揮幹部科の課程の種別ごとに、当該各課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 学校長は、指揮幹部科の修了を認定した者に対し、修了証を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。  
別表第六を次のように改める。

## 別表第六

消防団員に対する幹部教育の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

## 1 初級幹部科

教 科 目	時 間 数
講 話	1時間
訓 練 礼 式	1 "
現 場 指 揮	3 "
防 災	2 "
防 災 指 導 要 領	2 "
安 全 管 理	2 "
行 事 そ の 他	1 "
計	12 "

## 2 指揮幹部科

## (1) 現場指揮課程

教 科 目	時 間 数
講 話 ・ 現 場 指 揮 ・ 安 全 管 理	1時間
火 災 防 ぎ よ 訓 練	2 "
水 災 活 動 訓 練	2 "
救 助 ・ 救 命 訓 練	4 "
避 難 誘 導 訓 練	2 "
災 害 情 報 収 集 ・ 伝 達 訓 練	1 "
地 域 防 災 指 導 訓 練	1 "
行 事 そ の 他	1 "
計	14 "

## (2) 分団指揮課程

教 科 目	時 間 数
講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	2時間
防 災	3 "
災 害 対 応 図 上 訓 練	2 "
事 例 研 究	2 "
行 事 そ の 他	1 "
計	10 "

## 備考

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができる。

## 附 則

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく中級幹部科を修了した者については、この告示による改正後の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく分団指揮課程を修了したものとみなす。

改正案	現行
<p>（消防団員に対する幹部教育）</p> <p>第十条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び指揮幹部科（部長、副分団長又は分団長の階級にある者等を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。</p> <p>2  指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。</p> <p>3  消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指揮幹部科 次に掲げる課程の種別に応じてそれぞれ掲げるもの</p> <p>イ 現場指揮課程 次に掲げるもの</p> <p>(1) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。</p> <p>(2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る</p>	<p>（消防団員に対する幹部教育）</p> <p>第十条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び中級幹部科（部長及び分団長の階級にある者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。</p> <p>2  (新設)</p> <p>2  消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 初級幹部科 次に掲げるもの</p> <p>イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。</p> <p>ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。</p> <p>二 中級幹部科 次に掲げるもの</p> <p>イ 消防団中級幹部としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。</p> <p>ロ 各種災害事象において、消防団に期待される役割及び効果的な防ぎよ活動の在り方を深く理解していること。</p>

的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの

(1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

4 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、  
種別 に応じ、別表第六のとおりとする。

(消防団員に対する修了証等の交付)

第十六条 学校長は、指揮幹部科の課程の種別ごとに、当該各課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 学校長は、指揮幹部科の修了を認定した者に対し、修了証を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、  
種別の区分に応じ、別表第六のとおりとする。

(新設)

別表第六

消防団員に対する幹部教育の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

<改正案>

**2 指揮幹部科**

**(1) 現場指揮課程**

教科目	時間数
講話・現場指揮・安全管理	1時間
火災防ぎょ訓練	2〃
水災活動訓練	2〃
救助・救命訓練	4〃
避難誘導訓練	2〃
災害情報収集・伝達訓練	1〃
地域防災指導訓練	1〃
行事その他	1〃
計	14〃

**(2) 分団指揮課程**

教科目	時間数
講話・組織制度・安全管理	2時間
防災	3〃
災害対応図上訓練	2〃
事例研究	2〃
行事その他	1〃
計	10〃

備考

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができる。

<現行>

**2 中級幹部科**

教科目	時間数
講話	1時間
組織制度	1〃
現場指揮	3〃
防災	2〃
安全管理	2〃
事例研究	2〃
行事その他	1〃
計	12〃